

## 5 暗号資産の評価方法等の見直し

# (1) 暗号資産の評価方法等の見直し(期末に時価評価損益を計上するものの範囲等①)

事業年度末において保有する暗号資産のうち、次のイ及びロのいずれにも該当する暗号資産は特定自己発行暗号資産とすることとされ、時価評価により評価損益を計上する暗号資産から除かれました(法61③、法令118の7②)。

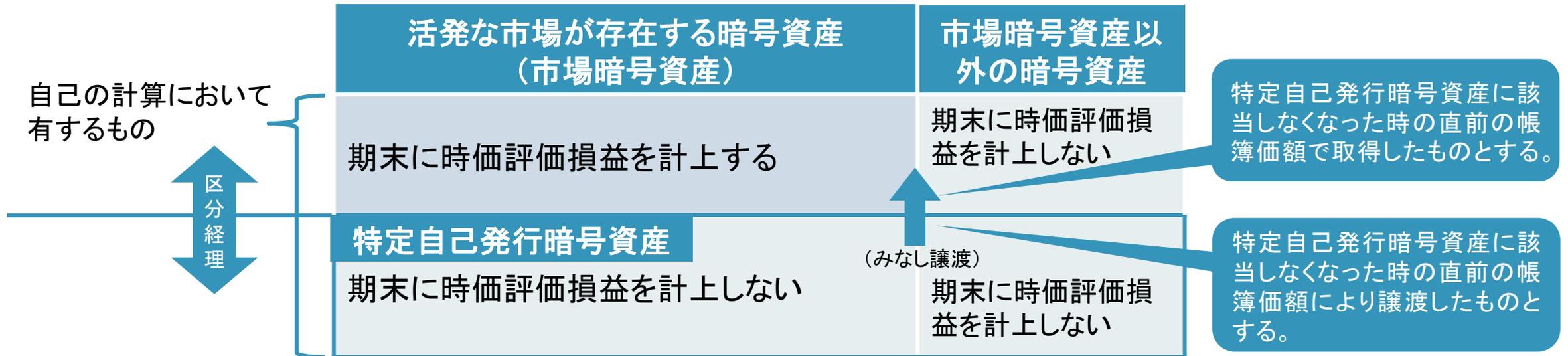
イ 自己が発行し、かつ、その発行の時から継続して自己が保有する暗号資産

ロ その暗号資産の発行の時から継続して譲渡についての制限その他の条件が付されているもの(33・34ページ参照)

		活発な市場が存在する暗号資産 (市場暗号資産)	市場暗号資産以外の暗号資産
自己の計算において 有しないもの	期末に時価評価損益を計上しない		期末に時価評価損益を計上しない
	期末に時価評価損益を計上する		
自己の計算において 有するもの	<b>新設: 特定自己発行暗号資産</b> 期末に時価評価損益を計上する →【改正後】計上しない		期末に時価評価損益を計上しない

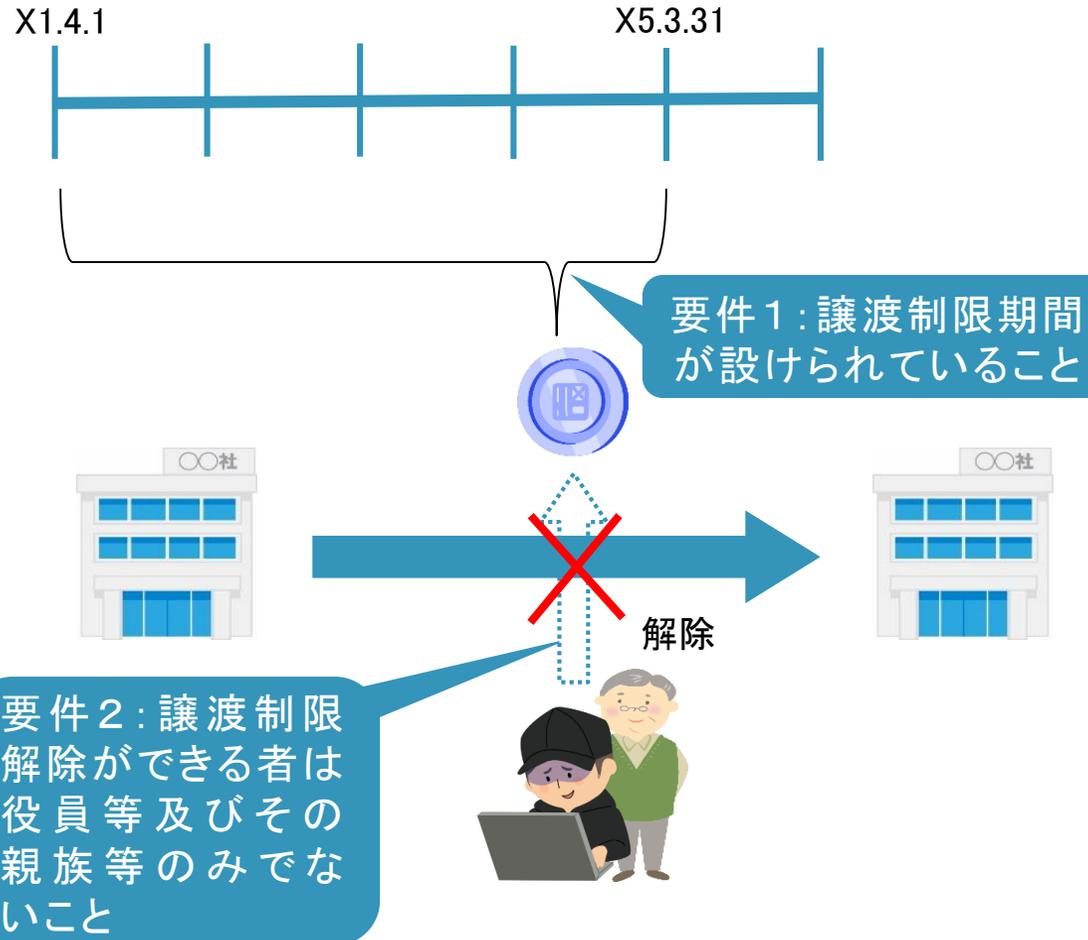
# (1) 暗号資産の評価方法等の見直し(期末に時価評価損益を計上するものの範囲等②)

- ・ 暗号資産の譲渡原価を計算する場合における一単位当たりの帳簿価額の計算は、同一種類の暗号資産であっても、特定自己発行暗号資産と特定自己発行暗号資産以外の暗号資産のいずれかに区分して計算することとされました(法令118の6②)。
- ・ 法人が自己の計算において有する特定自己発行暗号資産について、その暗号資産が特定自己発行暗号資産に該当しないこととなった場合には、その該当しないこととなった時において、その暗号資産をその時の直前の帳簿価額により譲渡し、かつ、その暗号資産をその帳簿価額により取得したものとみなして、その法人の各事業年度の所得の金額を計算することとされました(法61⑦、法令118の11)。



## (2) 暗号資産の評価方法等の見直し(譲渡についての制限その他の条件①)

譲渡についての制限その他の条件とは、下記又は次ページのいずれかをいいます(法令118の7②、法規26の10)。



その暗号資産につき、他の者に移転することができないようにする技術的措置であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものがとられていること(法令118の7②一、法規26の10)

1

その移転することができない期間が定められていること

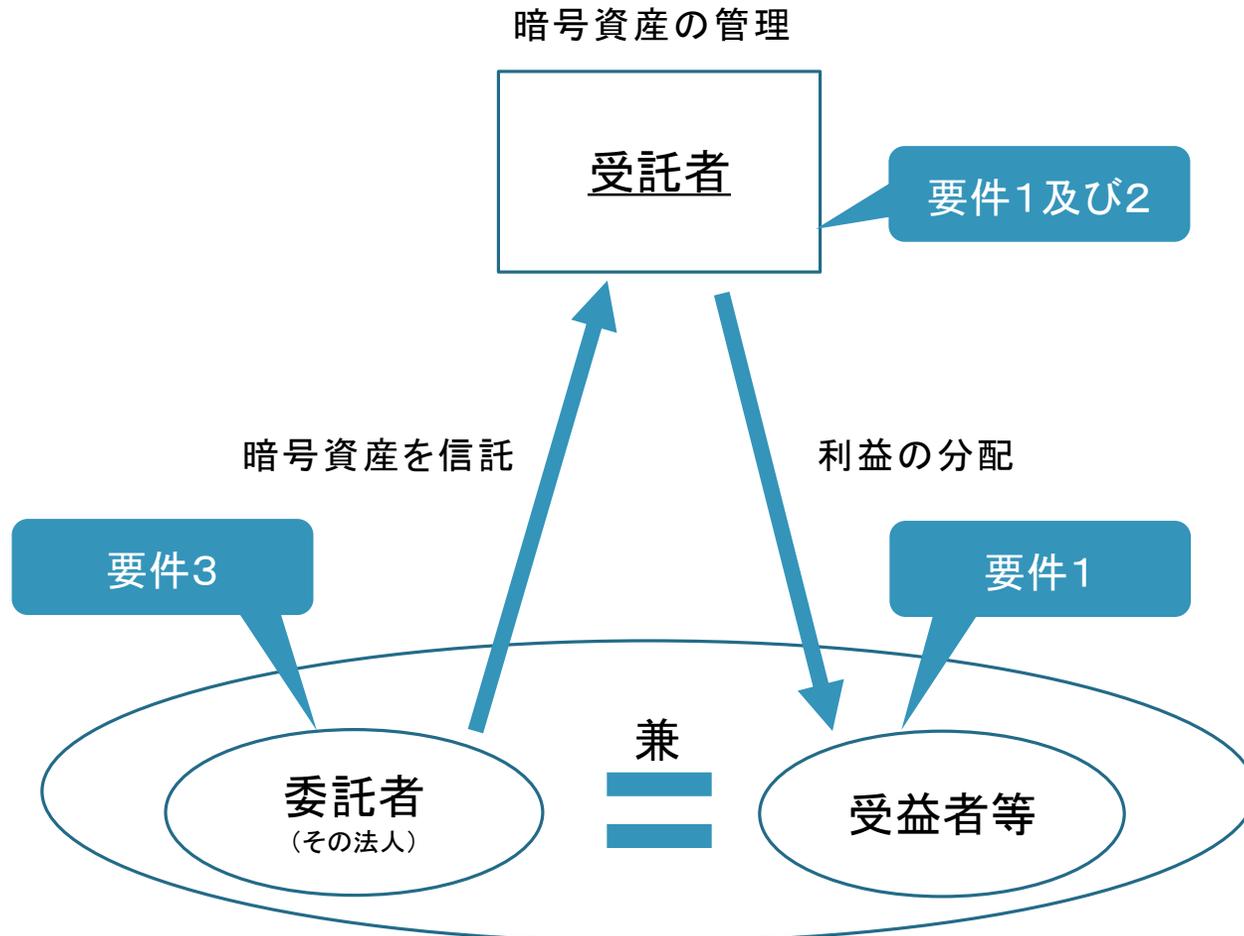
2

その技術的措置が、その暗号資産を発行した法人(その法人との間に完全支配関係がある他の者を含む。以下「発行法人等」という。)の役員及び使用人(以下「役員等」という。)並びに次に掲げる者のみによって解除をすることができないものであること

- (1) 発行法人等の役員等の親族
- (2) 発行法人等の役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (3) (1)又は(2)に掲げる者以外の者で発行法人等の役員等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- (4) (2)又は(3)に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

## (2) 暗号資産の評価方法等の見直し(譲渡についての制限その他の条件②)

信託の要件: 受益者等課税信託であること



その暗号資産が信託で次に掲げる要件の全てに該当するもの(受益者等課税信託(※1)に限ります。)の信託財産とされていること(法令118の7②二)

1

その信託の受託者が信託会社及び信託業務を営む金融機関のみであり、かつ、その信託の受益者等(※2)がその法人のみであること

2

その信託に係る信託契約において、その信託の受託者がその信託財産に属する資産及び負債をその信託の受託者及び受益者等以外の者に譲渡しない旨が定められていること

3

その信託に係る信託契約において、その法人によって、その信託の受益権の譲渡及びその信託の受益者等の変更をすることができない旨が定められていること

※1 法第12条第1項(信託財産に属する資産及び負債並びに信託財産に帰せられる収益及び費用の帰属)の規定により受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託をいいます。

※2 このページにおいて、受益者等とは、受益者及び法第12条第2項の規定により受益者とみなされるものをいいます。

### (3) 暗号資産の評価方法等の見直し(取得価額の区分の追加)

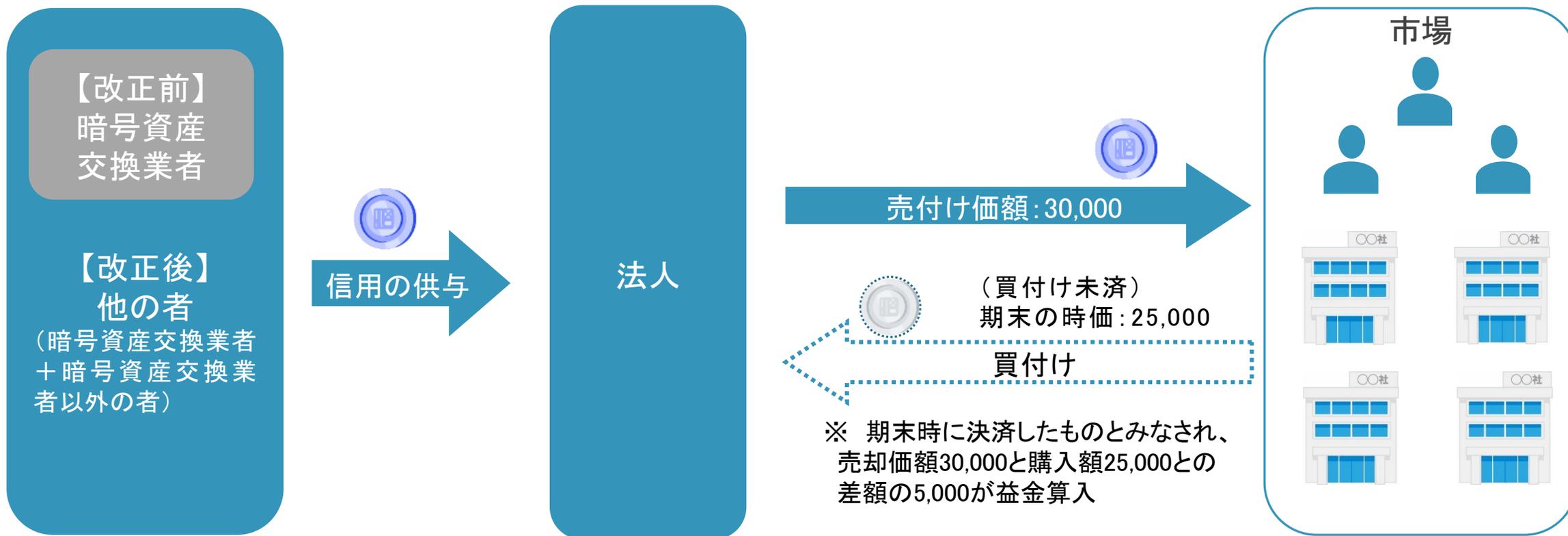
自己発行により取得した暗号資産について、その暗号資産の取得価額は、その発行のために要した費用の額(改正前:その取得の時ににおけるその取得のために通常要する価額)とすることとされました(法令118の5二)。

短期売買商品等の区分		金額
1	購入した短期売買商品等	その購入の代価(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他その短期売買商品等の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額)
<b>新設</b>		
2	自己が発行することにより取得した短期売買商品等(暗号資産に限る。)	その発行のために要した費用の額
3	上記1及び2以外の短期売買商品等	その取得の時ににおけるその短期売買商品等の取得のために通常要する価額

## (4) 暗号資産の評価方法等の見直し(暗号資産信用取引の範囲)

他の者(改正前:暗号資産交換業者)から信用の供与を受けて暗号資産の売買(暗号資産信用取引)を行った場合において、その暗号資産信用取引のうち、事業年度終了の時ににおいて決済されていないものがあるときは、その時ににおいてその暗号資産信用取引を決済したものとみなして算出した損益相当額を益金の額又は損金の額に算入することとされました(法61⑧)。

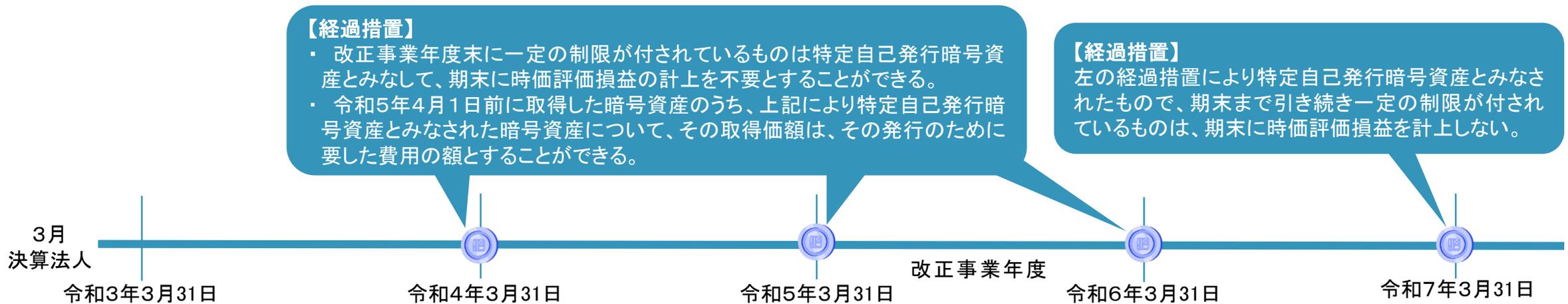
＜借り入れた暗号資産の売付けをし、その後その暗号資産と種類を同じくする暗号資産の買付けをする場合＞



## (5) 暗号資産の評価方法等の見直し(時価評価損益及び取得価額に関する経過措置)

- ・ 暗号資産の評価方法等の見直しは、令和5年4月1日以後に開始する事業年度について適用することとされました(改正法附則12①)。
- ・ 改正事業年度(令和5年4月1日の属する事業年度)終了の時ににおいて保有する自己発行暗号資産がその時ににおいて譲渡についての制限その他の条件が付されているものに該当する場合には、その改正事業年度以前の各事業年度においても期末時価評価損益の計上をしないことができることとされ、その期末時価評価損益を計上しないこととした自己発行暗号資産については、改正事業年度後の各事業年度においては継続してその譲渡制限が付されている限り期末時価評価損益を計上しないこととされました(改正法附則12②③)。
- ・ 令和5年4月1日前に取得をした暗号資産のうち、上記の経過措置により期末時価評価損益を計上しないこととした自己発行暗号資産の取得価額は、その発行のために要した費用の額とすることができることとされました(改正法令附則4②)。

### <特定自己発行暗号資産に係る経過措置>



## (5) 暗号資産の評価方法等の見直し(みなし決済損益に関する経過措置)

経過事業年度(令和5年4月1日前に開始した事業年度)において暗号資産交換業者以外の者と暗号資産信用取引を行い、その行った日以後に終了する経過事業年度終了の時ににおいて決済されていないものの全てについて、確定した決算でみなし決済損益を計上していた場合には、その計算が認められることとされました(改正法附則12④)。

### <暗号資産信用取引に係る経過措置>

